

1. 件名「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 JRR-3 原子炉施設に係る新規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング（205）」
2. 日時：令和2年7月21日（火）10時00分～11時55分
3. 場所：
 - (1) 原子力規制庁10階南会議室
 - (2) 日本原子力研究開発機構原子力科学研究所※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者
 - (1) 原子力規制庁
原子力規制部 新基準適合性審査チーム
上野管理官補佐、加藤安全審査官、島村安全審査官、荒川安全審査専門職
原子力規制部 専門検査部門
松本主任原子力専門検査官
 - (2) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
研究炉加速器技術部 JRR-3 管理課 担当者 他10名
5. 要旨
 - (1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、原子力科学研究所の原子炉施設（JRR-3 原子炉施設）の変更に係る設計及び工事の方法の認可（以下「設工認」という。）申請（その13）に関し、本年7月13日の審査会合で原子力規制庁からコメントした事項に対する回答方針について、資料R3-205-1～資料R3-205-4に基づき説明があった。
 - (2) 上記（1）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について確認を行い、原子力機構から了解した旨回答があった。
 - 内部火災について、ケーブルダクト、電線管を用いた物理的分離に関して、1次冷却材補助ポンプによる強制循環冷却時間を踏まえて、耐火能力の必要性を整理して説明する必要があること。
 - 内部火災について、ケーブルダクト等により分離されている現場の状況を詳細に説明すること。
 - (3) 原子力機構から、令和2年5月8日付けで一部補正があった原子力科学研究所の原子炉施設（JRR-3 原子炉施設）の設工認申請（その11）に関し、上位クラスへの波及的影響について、資料R3-205-5に基づき説明があった。
 - (4) 上記（3）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について確認を行い、原子力機構から了解した旨回答があった。
 - 上位クラスへの波及的影響において、対象から除外している口径の小さな配管の選定基準を、原子炉本体の直径等との関係から説明する必要があること。

6. 配付資料

(1) 原子力機構からの配付資料

- ・ 資料R3-205-1 外部事象影響（外部火災）航空機落下火災の離隔距離について
- ・ 資料R3-205-2 JRR-3安全保護系のケーブル分離について
- ・ 資料R3-205-3 JRR-3制御棒の地震計スクラム検知から挿入までの時間について
- ・ 資料R3-205-4 JRR-3制御棒の地震計スクラム検知から挿入までの時間について
- ・ 資料R3-205-5 JRR-3の設計及び工事の方法の認可申請書（その11）に係る追加説明事項